

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関する基本方針

東京東信用金庫

当金庫は、当金庫及び当金庫の子会社・子法人・関連法人（以下「当金庫グループ」といいます。）における「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下「マネロン等」といいます。）」の防止に向け、適用される関連法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営の最重要課題として捉え、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、リスク管理本部本部長をマネロン等対策に係る一元的な責任者として任命するとともに、リスク管理統括部をマネロン等対策の統括部門として位置付け、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施し、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、当金庫グループにおけるマネロン等対策について、グループ一体的に管理・連携するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書・拡散金融リスク評価書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。リスクの特定に当たっては、当金庫の営業地区・事業環境・経営戦略・リスク特性を勘案し包括的かつ具体的に実施します。

そして、特定したリスクを取引量や影響の発生率、影響度等を踏まえて評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. お客さまの管理方針

当金庫は、新規取引開始時又は必要に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫がお客さまや取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等に

は、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店からの報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、お客さまからの申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

当金庫は、取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. コルレス契約先の管理

当金庫は、コルレス契約先におけるマネロン等リスク管理態勢を確認・審査するための態勢を整備します。また、コルレス契約先が架空銀行であった場合又はコルレス契約先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス契約先との契約を解除します。

8. 役職員の研修

当金庫は、全役職員に対してマネロン等対策に関わる研修を継続的に実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

9. 実効性の検証

当金庫は、マネロン等リスク管理態勢について、統括部門による検証に加え独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

以 上